

平成26年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議録

日時：平成27年3月13日（金）13:30～15:00

場所：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委員 覺正会長、大沼委員、小西委員、鈴木委員、田部井委員、山森委員

事務局 鈴木総務部長、橋口総務課長、川島行政管理班長、今川主査、村上主事

説明者 防災防犯課 高橋課長、近田防犯班長、市民課 福田主査補、情報システム課 青木主査補

傍聴人 なし

審議会開催に先立ち、総務部長よりあいさつがありました。

1 審議

(1) 防犯カメラの設置等に関する条例について

会長 審議事項(1)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 防犯カメラに関しては、以前に本審議会に諮られた経緯がございます。

防犯カメラは、撮影した映像の中に個人を識別できる画像が含まれる可能性があるため、市が防犯カメラを設置することは、佐倉市個人情報保護条例第7条の個人情報の収集の制限の規定に関係してきます。個人情報を適正に取り扱うために、目的達成に必要な最小限の範囲で適正に収集しなければならないという規定です。同条第3項では、「実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない」として、本人収集の原則について規定した上で、「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」として例外事項を設けており、法令等に定めがある場合や、本人の同意があるときなどが掲げられています。その第7号に「審議会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは保有個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき」と規定されており、審議会の意見を聴いた上で、実施機関が本人以外から収集することに相当の理由があると判断した場合は、例外として個人情報を収集してもよいと規定されています。防犯カメラによる個人情報の収

集については、1号から6号までのいずれにも該当しないことから、7号の規定により審議会の意見を伺い、事務の性質上の必要性等が認められれば、収集が可能となるものです。

防災防犯課 防災防犯課より、防犯カメラの設置条例を制定するに当たり、現在の背景とその目的について簡単に説明させていただきます。防犯カメラは犯罪抑止に有効な手段として広く認識されております。市内におきましても公共施設や商店会駐車場など様々な場所に設置されており、また自治会等におきましても防犯意識が高まる中で防犯カメラの設置に関する関心が高まっております。市にも防犯カメラを設置してほしいとか設置するにはどうしたらよいかという相談が寄せられている現状があり、今後ますます防犯カメラの設置が増えていくことが見込まれます。一方、防犯カメラは特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性があることから個人のプライバシーに配慮した適正な設置及び運用を行うことが必要となります。現在市が街頭に防犯カメラを設置するときは、佐倉市防犯カメラの設置及び画像の取扱いに関する要綱に基づき設置、運用を行い、また商店会が市の補助金を活用して設置していますが、この要綱に準じた設置・運用を求めているところです。

しかしながらその他の防犯カメラにつきましては、設置者の裁量に委ねられているのが現状であり、画像の取扱いによっては個人のプライバシーが侵害される恐れがあり、昨年行ったアンケートでは、防犯カメラに撮影されることに不安を感じる市民もおりました。市では市民及び事業者との協働により犯罪を防止する環境整備を進めていますが、その手段の一つとして防犯カメラの有効性を活かしていくためには市の防犯カメラに対する信頼性を高め、理解を得ることが重要であると考えております。そのため公共の場所における防犯カメラの設置及び運用に関する規定、条例を定めて設置者等に遵守させることにより防犯カメラの有効性を活かしつつ市民のプライバシーを保護し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ろうとするものでございます。

次に、2の条例の概要について説明いたします。防犯カメラの適正な設置、運用方法につきましては、基本的に要綱と同じですが、要綱は市が設置する街頭カメラを対象としているのに対し、条例では、防犯を目的として公共の場所に向けて設置された防犯カメラを対象としています。また、市、自治会、商店会など公共的な団体の設置者等に対して、「防犯カメラの適正な設置及び運用基準」の策定や届出を義務付けます。なお、対象外の設置者等に対しても、基本理念として、適正な設置及び運用を

行うよう求めます。この基本理念ですが、防犯カメラ、これは犯罪防止のため常設するカメラ装置で録画機能を有するもの、副次的に犯罪防止を目的とするものも含まれます。防犯カメラを設置し、画像を取り扱うものは、市民等が容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されることのないよう十分配慮し、犯罪防止に必要な範囲内で、防犯カメラの設置及び運用を行わなければならない、とします。(2)の設置運用基準の届出の対象となる防犯カメラですが、まず設置場所は、道路、公園、広場、その他規則で定める場所で不特定多数の者が自由に利用、通行する場所(市の施設、駅の自由通路)とします。対象となる設置者は、市、市の事務事業受託者及び指定管理者、自治会等、商店会、鉄道事業者とします。届出の内容につきましては、条例で定める適正な設置・運用方法に沿った内容となります。項目としては、設置目的や設置場所、撮影範囲に加えて、次の(3)設置者の義務として掲げました、・管理責任者及び取扱担当者の指定、・防犯カメラを設置している旨及び設置者等の名称・連絡先の表示、・画像の適正な管理、・苦情に対する適切な対応、・知り得た情報の漏えいや不当な目的での使用の禁止となります。(4)市への報告及び勧告・公表ですが、市長は、防犯カメラの管理及び運用の状況について報告を求め、違反する行為の中止又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、勧告を受けた者が正当な理由なく従わなかったときは、事実を公表することができる、とします。3の議会提案時期・施行期日ですが、現時点において、議会提案は平成27年6月定例会、施行期日は平成27年10月1日を予定しています。以上でございます。

会 長 防災防犯課のただ今の説明にご意見、質問等はございますか。

委 員 対象となりそうなカメラは何台くらいありそうですか。

防災防犯課 市が設置するものは110台あります。商店会等が設置するものが26台、自治会等で設置するものが5台、マンション等は35台把握しています。その他ユーカリが丘の方に8台程度あることを把握しております。

委 員 そうすると今要綱で運用しているということだが、この条例を定めることによって対象となるカメラが増えるということですか。今の要綱で市が管理しているのが110台？

防災防犯課 はい。

委員 他で社会的な必要があった場合、例えば自治体などが画像を使う、ありえるかどうかわからないが徘徊だとか認知症の方がどこに行ったか分からなくなるというケースがある。防犯カメラの機能は高いと思うのでそういったケースでの活用というのはどうなのか。防犯ということで限定しているので話が違うということになるのか。社会的に有効に活用することができないかとも思うが。

会長 その件については条例の 8 条でおおまかな制限について謳っています。ただしこの制限はどういう場合にフリーハンドしていくべきなのか、そのあたりのご意見を伺いたい。ちなみに現在佐倉市にこういった防犯カメラが何台稼働しているのか、そういったことも含めてこれまでの稼働の実態についてもお答えいただけると共通理解が深まると思います。

防災防犯課 防犯カメラの画像の提供については、第 8 条の中で第三者へ提供してはならないとしています。しかし例外もあり、法令に基づく場合、裁判所から求めがあった場合、人の生命、健康の保護に必要な場合に個人の情報よりも公共の利益が上回るといった場合は提供することもやぶさかではないという方針で考えています。現在市では捜査の一環で画像が見たいという場合は、どういう理由で画像を使うのか確認した上で画像を提供しています。民間の機関においても警察から求めがあれば同様に画像を提供していると聞いております。カメラの台数についてですが、市ですべての数を把握できていない状況です。

委員 防災無線を聞いていると、徘徊や行方不明者の情報が、個人を特定できない範囲で流れている。その家族の人たちからの求めがあった場合に、防犯カメラの画像の確認はできるのか。

防災防犯課 個人情報に関係もあり、すぐに出すというのは難しい状況だと考えます。人命や捜索であるとか警察からの要請を受けて防災無線を使って徘徊者の情報を流しています。今後どのように運用していくのかという課題は残っていますが、利用の範囲は拡大していく方向ではないかと考えております。

事務局 今回の審議については本条例の骨子（案）について、個人情報の保護に関し、この案で概ね網羅されているかというようなことについてご意

見をいただければと思います。

会 長 先ほどの話からすると、佐倉市という枠内に防犯カメラを設置する場合、商店会なども含めて市の条例に従ってもらいたい、従う義務が発生しますよというそういう理解でよろしいですか。

事務局 今回の骨子案は、ある程度公共的な自治会、鉄道事業者など公共の場所に設置しているものが対象であり、個々の店舗までに縛りがかかるものではありません。あくまでも基本理念としてそういったことを守ってくださいというものです。対象を絞ったものとなっているので、そこについては基準を作って市に届出をしていただくなどの条例の縛りがかかるような形になります。

会 長 道路、公園、広場その他規則で定める場所で不特定多数の者が自由に利用、通行する場所とあるが、かなり範囲は広くなると思われれます。例えば交通道路から始まって公園、また佐倉市ではないが他の自治体で着替え場所付近にカメラを設置して問題になったということがあったように記憶しています。もちろんそういったところには十分配慮をしようと思うが、公衆トイレなどについては場所によって問題が出ると思う。どのような基準を持って公共の場を設定するかが大事だと思う。先ほどの主旨から考えると、みなさんもこのような条例は作っていくべきと考えていると思いますが、本審議会としては、プライバシーに配慮して進めてほしい、というような方向性でよろしいでしょうか。

委 員 基本的には規制というか、民間事業者におけるカメラの設置については、この条例の中では規制の対象ではないということになるのか。

防災防犯課 既に銀行、コンビニなどにはカメラが設置されていますが、それはそれぞれが管理する施設の中におけるカメラということで、この条例の対象とはしない考えです。

委 員 設置の場所が公共の場ではないということか。

防災防犯課 4ページの規則の3条に「不特定多数の者が自由に利用し、または通行する場所、市が設置する公の施設、庁舎、鉄道の駅の自由通路、その他市長が定める場所」とあります。商店会などが設置しているのは道路

上ですので、条例の設置場所に該当します。特定の施設の中の管理、例えばマンション、コンビニ、商店自身の防犯カメラは対象にはなりません。仮にそこまで条例で縛ったとしても管理ができないのではないかと思います。

会 長 現状の要綱からこの条例を制定したことにより、どのように縛りが変わってくるのですか。

防災防犯課 要綱は私どもで設置したものが対象ですが、自治会などが公の場所に設置したものについては条例に基づいて管理しなければならないということになります。

会 長 要するに今までは対象が市だけのものから、公共性という観点から点から面という形に広がっていくという理解でよろしいか。

防災防犯課 はい。

会 長 それでは最後に確認しますが、本審議会のみなさんの意見としては、この条例の制定については前向きに進めていっていただきたい、ただし個人情報保護の主旨をきちんと守っていただきたい、この二つがみなさんのご意見ということでよろしいでしょうか。念のためご賛同いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

2 報告

(1) 特定個人情報保護評価について

会 長 次に、報告事項の(1)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 まず事務局から制度・概要について説明させていただきます。この制度は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法や番号法と呼ばれているものですが、これが平成 25 年 5 月に成立し、社会保障や税分野において番号制度が導入されることとなりました。番号制度ですが、複数の機関、国や地方公共団体に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤となる仕組みとなっており、社会保障や税、防災分野における

国民の利便性の向上、行政手続の効率化に資することを目的としています。制度に係るスケジュールですが、平成 27 年 10 月から個人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次個人番号の利用が開始されることとなります。先ほど申し上げました複数の機関における情報連携ですが、こちらは平成 29 年 1 月から、まずは国の機関間での情報連携が始まり、平成 29 年 7 月から地方公共団体も含めた情報連携が始まる予定です。この番号制度については、個人情報取扱いに関する懸念の声が上がっており、そちらに対しては制度面、システム面から保護措置を講じております。制度面については、今後通知される個人番号を含む個人情報を特定個人情報と呼びますが、法に規定されているものを除き、特定個人情報の収集、保管を禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が設置されており、そちらで制度全体の監視・監督が行われるシステムになっております。また、番号法の規定に違反したときの罰則が強化されており、個人情報保護法に比べて約倍の罰則が設けられております。

システム面の保護措置ですが、個人情報は一元管理せず、これまで通り各機関が分散して管理します。また、個人番号を直接用いた情報連携は行わず、機関ごとに異なる符号というものをを用いて行われます。仮に個人番号が漏えいしてしまった場合でも芋づる式に漏えいすることを防ぐために、そのような制度設計がされております。その他アクセス制御や通信の暗号化などの措置が取られております。また、これから報告いたします個人情報保護評価ですが、これも制度面における保護措置の一環と位置付けられています。お手元の資料、特定個人情報保護評価の概要に沿って説明させていただきます。

全項目評価書については、番号法により、住民等の意見聴取手続の実施、第三者点検を行うことが義務付けられていますが、他の評価書においては、それらは義務付けられておりません。佐倉市では、しきい値判断に基づき、重点項目評価を予定している事務が 5 事務、基礎項目評価を行う事務が 10 事務となっています。重点項目評価については、住民基本台帳、個人住民税、固定資産税、国民健康保険、健康管理に係る事務、基礎項目評価については、軽自動車税、児童手当、児童扶養手当、子育て支援、生活保護、障害者福祉、介護保険、後期高齢者医療、国民年金、就学援助事務となっています。

現在、住民基本台帳事務、個人住民税事務については、特定個人情報保護委員会への提出、公表を行い、特定個人情報保護評価を終了しているところですが、他の事務については、評価書の作成を実施していると

ころです。本日は、代表的な事務である、住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価書について、事務を担当している市民課とシステム面の保護措置を講じている情報システム課より、評価書の内容について概要を説明させていただきます。

市民課 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の事務についてですが、具体的には、住民票を作成し、住民基本台帳を編成、各種届出による住民異動の住民基本台帳への反映、他市町村(本籍地や転入届の際の従前住所地)への通知、住民票の写しの交付などになります。また住民基本台帳法により各市町村の住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを構築しており、市町村をまたいでの本人確認や他団体への通知を当該システムにて実施しております。また、番号法に係る事務として、個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務を扱います。当市では住民基本台帳をシステムにて管理し、各種届出情報を入力し、住民票の写しを出力しております。また、他団体との連携については住基ネットと接続することで通知し、また他団体からの通知を受領しております。番号法に係る事項として、個人番号の通知及び個人番号カードの作成に係る事務を地方公共団体情報システム機構に委任することが認められています。その場合、住民に対する個人番号の通知のため、番号通知書類の送付先情報を機構に通知することになり、その送付先情報の送付は住基ネットを介して行うこととされています。

次に特定個人情報ファイルについてですが、個人番号を含むデータは特定個人情報ファイルとされ、特定個人情報保護評価の対象とされています。住基業務においては、①番号法の定めにより住民票に個人番号を記載することから、既存住基システムで処理する住民基本台帳ファイル、②住基ネットシステム上で本人確認情報を保持するため住基ネットで使用する本人確認情報ファイル、③個人番号通知カード等を機構から送付する際の送付先情報を住基ネットを介して連携するために使用する送付先情報ファイルの3つが個人番号を含むファイルとなります。

各ファイルについての説明ですが、住民基本台帳ファイルは、既存住基システムにおいて作成し管理する住民票記載事項について記録申出等により加除更新するものになります。本人確認情報ファイルは、住基ネットで管理している佐倉市の住民情報になります。住民基本台帳ファイルと同期がとられており、また、当該情報を都道府県サーバー、全国サーバーと同期をとって各サーバーで保管しています。他市町村からの照会に回答するためのファイルになります。送付先情報ファイルは、個人

番号の通知に係る事務の委任先である地方公共団体情報システム機構に、住民に対する番号通知書類を送付するための送付先を通知するためのファイルになります。

情報システム課 住民基本台帳事務の評価書のうち、使用するシステムの概要及びシステムに関するリスク対策について説明いたします。住民基本台帳業務では、主に住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバーの4つのシステムを利用しています。評価書の4ページから7ページにかけては、住民基本台帳業務にて利用する4システムの概要を記載しています。1つめの住民基本台帳システムは、住民からの異動等の届出に基づき、住民基本台帳の更新、管理を行うものです。また、住民票の発行などを行います。2つめの住民基本台帳ネットワークは、一般に住基ネットと呼ばれるシステムです。本評価書では、市町村コミュニケーションサーバ（市町村CS）について記載しています。市町村CSは、佐倉市の住民基本台帳に登載されている住民の本人確認情報及び個人番号カードの送付先情報の管理を行うものです。また、今後、個人番号を付番するうえでの重要な基盤となる予定です。なお、住基ネット全国センターに関する評価については、自治体ではなく、別途、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が行い、既に公表されております。3つめの団体内統合宛名システムは、各業務システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別する団体内統合宛名番号を付番した上で、各業務システムの宛名番号と団体内統合宛名番号、個人番号を紐付けて格納管理するものです。この団体内統合宛名番号を介在して情報連携を行うことにより、個人番号を直接利用せず、符号と呼ばれる情報により、各団体との情報連携が可能になります。最後の中間サーバーは、佐倉市が保有する特定個人情報の副本を保存し、情報提供ネットワークシステムを介して、他団体へ情報提供や他団体への情報照会を行うためのサーバーとなります。次に、特定個人情報ファイルにおけるリスク対策について説明いたします。リスク対策につきましては、評価書29ページ以降に記載しております。特定個人情報保護委員会が示している重点項目評価書の様式において、想定リスクが挙げられおり、佐倉市で実施している、又は今後対策しうるリスク対策について、それぞれ評価しています。リスク対策については、各業務ファイルで概ね共通の対策となっております。リスク対策は、物理的対策、技術的対策、人的対策の3つの種類に大別されます。具体的な対策をあげますと、物理的な対策としては、特定個人情報ファイルが

保存される各種サーバー室について、入室の際に生体認証を行うことや、電源喪失や火災が起きにくくなるための対策、さらに特定個人情報が記録される申請書や記録媒体の施錠管理など、ファシリティ面での対策が主なものとなります。技術的な対策としては、ID・パスワードによる利用者管理、国により定められたIFによるシステム連携、アクセス制御、追跡可能なログの保存、外部媒体への出力制限、論理的なネットワーク分離などの対策を講じております。最後に人的対策としては、法令等に定められた方法により本人確認を行うことや、委託先の従業者の秘密保持誓約、再委託時の申請義務と承認、委託先を含めた職員に対する研修を受講させるなどの対策を講じております。以上が、各ファイルで実施している主な対策となりますが、その他の対策や各ファイルで個別に実施しているリスク対策についても評価し、記載しているところです。以上でございます。

委員 ざっくりとした質問になるが、これをやることによる市民にとってのメリット、職員にとってのメリットを教えてください。

事務局 現状は各機関がシステムごとにバラバラの宛名番号を保有してそれぞれの業務を行っております。制度的なメリットとしては、それが皆様に一つずつとなる個人番号が付番されることにより、その方が間違いなく本人であるということが分かるようになります。これまでも法令の規定等に基づき、他の機関との情報のやり取りは行われていましたが、住所や名字が変わった場合等に、本当にその方なのか特定できないという場合があります、そのような場合は個人情報保護の観点から情報の提供は行えないということがありました。それにより、本来納付いただかなければならない税等が納められなかったり、本来給付できるものができなかったりという状況がありました。今後は間違いなく本人であることが確認できることによって、負担の公平化や手をさしのべる方へ給付を行うことができるようになります。行政においては、確認するための依頼文書を作成、郵送し、返送されてきたものを確認して事務を行うという手続をしていたものが、情報提供ネットワークシステムという共通基盤を通じて行えることになるので、事務効率の向上が考えられます。住民の方にとっては、今後、通知される通知カード若しくは希望により発行する個人番号カードを関係する窓口に提示し、本人確認を行うことにより、必要な添付書類、例えば他市町村からの転入者については、前住所地の住民票や必要な給付を受けるための所得証明等が必要でしたが、そうい

ったものを省略することができ、証明書を取りに行く手間が省けたり、今までかかっていた手数料がかからなくなるといったメリットがあります。

委員 できれば実際の業務をされている方からも具体的なメリットを伺いたい。

市民課 台帳部門としては、先ほどの例であった添付書類として必要だと思われる書類の一つとして住民票が考えられますが、関係機関から住民票の提出を求められることがなくなることから、結果として交付件数は減るものと思われます。それから個人番号カードというものが住基カードの代替えとして発行されますが、身分証としても使えますのでこちらの交付事務が増えるという事務の負担は想定しています。ただし本人確認書類を一律に持ち、国としては、より多くの人に個人番号カードを持っていたきたいという主旨で準備し、制度設計されておりますので、こちらで本人確認書類がないという窓口でのトラブルは減るものと見込んでおります。

システム課 システム部門としては、本人が一つの番号で確認できることによって、住民に対して納税通知書等を重複して発行してしまうというような間違い等は少なくなると思われ、事務負担も減ると考えております。

委員 これから番号制度に移行していくことになると思うのだが、番号一つにあらゆる情報がそこに詰まっていたり漏えいしてしまったらという不安につながっていると思う。行政としては事務的には番号で全ての情報が得られるから効率化されると思うのだが、それぞれの情報が集約されると思うので、そのリスクをどう抑えるかが重要だと思う。

事務局 一番懸念されているのが、一元的に情報が管理されて、漏えいしたら全部漏れてしまうのではないかとということだと思われます。国の制度設計としては、一箇所で全ての個人情報管理するという仕組みにはしておらず、今までどおり、佐倉市であれば佐倉市が情報を管理し、他の機関が同じ情報を持つということはありません。それぞれの市町村や国が今までどおり管理し、必要な時に個人番号ではなく符号というものを使って照会するようになり、国が一元的に情報を管理するというような仕組みにはなっておりません。

委員 お互いの符号がわからないと照合できないということですね。個人番号の取扱いにはかなり気を使わなければならないと思いますが。

事務局 個人番号が加わることによって、法律でもこれまで以上に個人情報を厳格に取り扱うという規定になっています。現状、税、社会保障、災害対策分野でしか使ってはならず、それ以外では使ってはいけないことになっています。

委員 リスク対策として住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイルの3つがあるが、それ以外のリスク対策をする場面も出てくると思う。こういったフォーマットが既に用意されていたのか。このようなファイルをどういう過程で当てはめたのか教えていただきたい。

システム課 評価自体は、その業務で使うファイルごとにリスク対策を行うことになっています。住民基本台帳業務では3つのファイルを利用していますので、その3つに対してそれぞれリスク対策をすることとしています。どうしてその3つなのかについては、それらのファイルを業務に使用しているの、そのファイルに対してリスク対策を行ったというのが今回の評価の主旨となります。

会長 税、社会保障、災害対策分野で使おうとするときに、今のファイルとの関連性はどうなるのですか。

システム課 例えば税の評価については、個人住民税に関する事務の重点項目評価書が別があり、各業務ごとに評価を行うことになっています。今回は住民基本台帳に関しての評価書となり、全部で重点項目評価を5つ実施することになっています。そのほかに基礎項目評価が9事務ございます。

委員 各部門でリスク評価をすとしても、情報が適切に管理されているかをチェックする統合的な組織はあるのか。例えばマイナンバー制度に関する委員会のようなものはないのか。

事務局 制度自体これから始まるものですが、むしろ個人情報の取扱いに対してご意見をいただく審議会としては、本審議会となります。適正に取り

扱うための制度としては、個人情報保護条例や情報セキュリティ規程などがあり、条例等に規定されている以外の利用や提供を行ってはいけないということなどが定められております。

会 長 特定個人情報については、適正な取扱いをお願いしたいと思います。その他に質問がないようであれば、特定個人情報保護評価については、報告を終わらせていただきます。

(2) 佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の改正について

会 長 続きまして、佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の改正についての報告をお願いします。

事務局 佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の改正について資料に沿って説明させていただきます。改正の理由ですが、2点あり、いずれも法改正に伴うものでございます。制度自体に直接関わるものではなく、条例の規定中に引用している字句や条項を整理するものでございます。まず1点目は、独立行政法人通則法の改正に伴うものです。各条例の新旧対照表におきましては、情報公開条例が第7条第2号ウ、個人情報保護条例が第16条第2号ウのところになります。従来、独立行政法人のうち、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要なものを特に特定独立行政法人として区分しておりました。独立行政法人通則法の改正により、一律であった独立行政法人が中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人という3つの分類に分けられることとなり、一方で特定独立行政法人という用語は廃止されます。条例中に引用している特定独立行政法人に相当するものが行政執行法人となることから、用語を改めようとするものです。また、根拠条項が移動しておりますので、併せて改めることとしております。次に2点目の改正理由ですが、国有林野の管理経営に関する法律等の改正に伴うものでございます。各条例の新旧対照表におきましては、情報公開条例が第7条第6号オ、個人情報保護条例が第16条第6号オになります。国有林野の管理経営に関する法律等の改正により、これまで企業的経営とされていた国有林野事業が国の一般会計により行われる事業とされ、国が経営する企業が存在しなくなったことから、条例中に引用している国の経営する企業に係る規定を削除しようとするものです。なお、本条例改正につきましては、平成27年2月佐倉市議会定例会に議案として上程し、審議いただいているところでございます。条例改正に関する報告につきまし

では、以上でございます。

会 長 ただいまの説明に対しまして、ご意見や質疑等がありますでしょうか。

委 員 2ページの第2条第4項について、言葉が変わっただけかと思いきや、
条文が第2条第2項から変わっていますが、これは間違いないですか。

事務局 特定独立行政法人を規定した第2項ですが、規定が前に追加されてお
り行政執行法人に相当する規定が第4項に条項移動しているためとなり
ます。

会 長 この条例改正の今後の流れはどうなるのですか。

事務局 本条例改正については、上位法の改正により必然的に引用条項等の改
正が必要となる部分となります。現在、市議会2月定例会に上程してい
る最中ですので、可決いただければ内容が改正されるということになり
ます。

(3) 情報公開制度の実施状況について

会 長 それでは次の情報公開制度の実施状況について報告をお願いします。

事務局 平成25年度の実施状況について、平成25年度情報公開制度実施状況
報告書に沿って説明いたします。平成25年度は、述べ63人から101件
の公文書について開示請求がありました。決定内容については記載のと
おりとなり、不開示理由の主なものは、個人情報や法人情報によるもの
がほとんどとなっております。また、情報公開審査委員に対する不服の
申出はありませんでした。平成25年度については、開示請求の数は例年
と比べ少なかったように思われます。平成26年度は、2月末現在で請求
件数が92件、公文書の件数も302件となっており、昨年より多い状況と
なっております。市政情報の公表について平成25年度は430件公表して
おり、内容は資料記載のとおりです。審議会等の会議の公開に関する運
用状況ですが、58の審議会等が136回の会議を開催し、公開した会議は
119件、非公開は17件でした。市政資料室の利用状況について平成25
年度の利用人数は5,181人でした。

委 員 平成25年度の開示請求の件数が少なかったということですが、原因は

どのようなことが考えられますか。

事務局 制度をよく利用される方や定例的に請求を行う法人がありますが、25年度はそれらの方からの請求があまりなかったということがあるかと思えます。

(4) 個人情報保護制度の運用状況について

会 長 次に個人情報保護制度の運用状況について報告をお願いします。

事務局 平成25年度の個人情報保護制度の運用状況について報告いたします。個人情報取扱事務総数は627件で内訳は資料のとおりです。保有個人情報取扱事務に係る外部提供は276件となっております。外部提供先は警察署が一番多く149件で、刑事訴訟法第197条2項による照会となっております。保有個人情報の開示請求等の件数は、16人の方から自己情報の開示請求があり、全部開示13件、部分開示1件、不存在が2件となっております。訂正及び利用停止請求はありませんでした。口頭による開示請求ですが、職員採用試験の結果を口頭により開示しており、実施状況は上級職22件、専門職0件でした。個人情報保護委員に対する不服の申出はありませんでした。

委 員 例年と比べて請求件数の状況はどうですか。

事務局 自己情報の開示請求は例年あまり変動がなく、平成26年度2月末現在においても請求件数は13件であり、横ばいの状況です。請求内容は、ほとんどが介護保険に関する主治医の意見書や介護認定調書票に関するものが多くなっております。

会 長 他に質問はないようですので、報告事項について以上で終了とさせていただきます。他に事務局から何かありますか。

事務局 本日情報公開条例と個人情報保護条例の改正について報告させていただきましたが、番号法では個人番号を含む個人情報の取扱いについて、現行の個人情報よりも厳格な取扱いをすることとしております。行政機関個人情報保護法では、番号法により規定の読替えが行われていますが、地方公共団体もその主旨に倣い、個人情報保護条例の改正等が要請されていますので、その整理ができた段階で審議会に諮らせていただきたい

と考えております。

委員 防犯カメラやマイナンバーなど動きが目まぐるしいが、この委員会の業務内容に何か変更はありますか。

事務局 番号法に関連して、特定個人情報保護評価が全項目、重点項目、基礎項目評価と3段階あり、そのうちの全項目評価の場合は第三者機関への諮問が法律で義務付けられています。佐倉市は中規模位の団体になりますが、人口が30万人を超えるようなところについては、法律に倣い審議会条例に諮問事項を追加している例があります。本市の場合は、個人情報保護制度に関する重要事項として本審議会に諮ることは可能と考えております。

会長 他に質疑等はないようですので、以上で会議を終了いたします。

平成26年度佐倉市情報公開・個人情報保護審議会
次 第

平成27年3月13日（金）

午後1時30分から

佐倉市役所1号館3階会議室

1 審 議

- (1) 防犯カメラの設置等に関する条例について

2 報 告

- (1) 特定個人情報保護評価について
- (2) 佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の改正について
- (3) 情報公開制度の実施状況について
- (4) 個人情報保護制度の運用状況について

傍 聴 要 領

佐倉市情報公開・個人情報保護審議会

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始15分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (2) 発言、質問等はしないでください。
- (3) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用しないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 張り紙、プラカード等を携帯しないでください。
- (6) はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 会場の秩序維持

- (1) 会長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が上記2のことをお守りいただけない場合は、会長が注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

1 審 議

(1) 防犯カメラの設置等に関する条例について

佐倉市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の制定について（案）

1 制定の趣旨（理由・目的）

防犯カメラは、犯罪抑止に有効な手段として広く認識されており、市内においても公共施設や商店街、駐車場など様々な場所に設置されている。

また、自治会等においても、高齢化による自主防犯パトロール実施者の減少などから、防犯カメラの設置に関心が高まっており、今後、防犯カメラが設置される地域や、その設置台数の増加が見込まれる。

一方、防犯カメラは、特定の個人が識別される画像を撮影する可能性があることから、個人のプライバシーに配慮した適正な設置及び運用を行う必要がある。

現在、市が街頭に防犯カメラを設置するときは、「佐倉市防犯カメラの設置及び画像の取扱いに関する要綱」に基づき設置・運用を行い、商店会が市補助金等を活用し防犯カメラを設置するときは、この要綱に準じた設置・運用を求めている。

しかしながら、その他の防犯カメラについては、設置者の裁量に委ねられているのが現状である。画像の取扱いによっては、個人のプライバシーが侵害される恐れがあり、防犯カメラに撮影されることに不安を感じる市民もいる。

市では、市民及び事業者との協働により、犯罪を防止するための環境整備を進めているが、その手段のひとつとして防犯カメラの有効性を活かしていくためには、市民の防犯カメラに対する信頼性を高め、理解を得ることが重要である。

そのため、公共の場所における防犯カメラの設置及び運用に関する一定のルールを定め、設置者等に遵守させることによって、防犯カメラの有効性を活かしつつ、市民のプライバシーを保護し、もって安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図るものである。

2 条例の概要

公共の場所に向けて設置された防犯カメラの設置者等に対して、防犯カメラの適正な設置及び運用基準の策定や届出を義務付ける。対象は、市、自治会、商店会など公共的な団体とするが、対象外の設置者等に対しても、基本理念として、適正な設置及び運用を行うよう求める。

(1) 基本理念

防犯カメラ（犯罪防止のため常設するカメラ装置で録画機能を有するもの）を設置し、画像を取り扱うものは、市民等が容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されることのないよう十分配慮し、犯罪防止に必要な範囲内で、防犯カメラの設置及び運用を行わなければならない。

(2) 設置運用基準の届出の対象となる防犯カメラ

【設置場所】

道路、公園、広場、その他規則で定める場所で不特定多数の者が自由に利用、通行する場所（市の施設、駅の自由通路）

【対象となる設置者】

市、市の事務事業受託者及び指定管理者、自治会等、商店会、鉄道事業者

(3) 設置者の義務

- ・設置運用基準の作成及び届出
- ・管理責任者及び取扱担当者の指定
- ・防犯カメラを設置している旨及び設置者等の名称・連絡先の表示
- ・画像の適正な管理
- ・苦情に対する適切な対応
- ・知り得た情報の漏えいや不当な目的での使用の禁止

(4) 市への報告及び勧告・公表

市長は、防犯カメラの管理及び運用の状況について報告を求め、違反する行為の中止又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

また、勧告を受けた者が正当な理由なく従わなかったときは、事実を公表することができる。

3 議会提案時期・施行期日（予定）

議会提案 平成27年6月定例会

施行期日 平成27年10月1日

佐倉市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例(案)及び施行規則(案)

条例(案)の項目及び内容

第1条 目的

公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益の保護を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。

第2条 用語の定義

- ・防犯カメラ：犯罪防止のため特定の場所に常設するカメラ装置で録画機能を有するもの。
- ・画像：防犯カメラにより撮影し、録画された画像
- ・市民等：市内に居住・通勤・通学・滞在、又は市内を通過する者
- ・公共の場所：道路、公園、広場、その他規則で定める場所で不特定多数の者が自由に利用、通行する場所

第3条 基本理念

防犯カメラを設置し、画像を取り扱うものは、市民等が容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されることのないよう配慮し、犯罪防止に必要な範囲内で設置及び運用を行わなければならない。

第4条 設置運用基準の届出

次に掲げるものは、防犯カメラの設置及び運用に関する基準を定め、市長に届け出なければならない。

- ・市
- ・市の事務事業受託者及び指定管理者
- ・自治会等
- ・商店会
- ・鉄道事業者

第5条 管理責任者等

管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び画像を取り扱うことができない。

第6条 設置の表示

防犯カメラの付近に、防犯カメラを設置している旨並びに設置者又は管理責任者の名称及び連絡先を表示しなければならない。

第7条 画像の管理

設置者等は、防犯カメラ、画像及びその記録媒体について、漏えい、盗難、紛失等を防止するための措置を講じなければならない。

第8条 画像提供の制限

法令等に定めがあるときなどを除き、画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に

利用し、又は第三者に提供してはならない。

画像を提供する場合は、相手方に対し、適正な管理、目的外利用の禁止、第三者への提供の禁止等について遵守するよう求める。

第9条 苦情の対応

設置者等は、防犯カメラの設置及び画像の取扱いに関し苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応する。

市長は、設置者等の苦情対応について市民等から不服の申出を受けたときは、設置者等に対して迅速かつ適切に対応するよう求める。

第10条 設置者等の義務

設置者等は、設置運用基準を遵守する。また、知り得た情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。

第11条 報告及び勧告

市長は、防犯カメラの管理及び運用の状況について報告を求め、違反する行為の中止又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第12条 公表

市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく従わなかったときは、事実を公表することができる。

第13条 市が設置した防犯カメラの画像の取扱い

市が設置した防犯カメラの画像の取扱いについては、佐倉市個人情報保護条例の適用となる。

第14条 委任

規則への委任

施行規則(案)の項目及び内容

第1条 趣旨

第2条 用語

条例の用語の例による。

第3条 不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所（条例第2条）

- ・市が設置する公の施設、庁舎
- ・鉄道の駅の自由通路
- ・その他、市長が定める場所

第4条 設置運用基準に定める事項等（条例第4条）

基準届（様式第1号）、基準変更届（様式第2号）

- ・設置目的
- ・設置場所及び撮影範囲
- ・管理責任者の設置及び取扱担当者の指定

- ・ 画像の保存期間、保存方法及び廃棄方法
- ・ 画像の利用及び提供
- ・ 苦情の対応

第5条 防犯カメラの廃止の届出（条例第5条）

防犯カメラを廃止したときは、防犯カメラ廃止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

第6条 画像の保存期間（条例第7条）

保存期間は、録画した日の翌日から起算して30日以内の範囲内において設置者が定める期間とする。ただし、必要があると認めるときは変更することができる。

第7条 勧告（条例第11条）

勧告は、防犯カメラの設置及び運用に関する勧告書（様式第4号）により行う。

第8条 公表（条例第12条）

公表は、市の広報紙への掲載により行うものとする。

第9条 補則

特定個人情報保護評価の概要

平成26年9月
特定個人情報保護委員会事務局



目次

1. 特定個人情報保護評価の意義	1
2. 特定個人情報保護評価の実施主体	2
3. 特定個人情報保護評価の対象	3
4. 特定個人情報保護評価の実施手続	8
特定個人情報保護評価計画管理書	9
しきい値判断	10
基礎項目評価	11
重点項目評価	12
全項目評価	13
5. 特定個人情報保護評価の実施時期	15
6. 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置	18

特定個人情報保護評価の意義

特定個人情報保護評価の基本理念

- 特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とする。

特定個人情報保護評価の目的

- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- 国民・住民の信頼の確保

特定個人情報保護評価の内容

- 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment: PIA)に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

根拠法令等

- 番号法 第26条・第27条
- 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日公布、4月20日施行)
- 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日公表、4月20日適用)

1

特定個人情報保護評価の実施主体

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者(行政機関の長等)のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者または保有する者は特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

- 行政機関の長
- 地方公共団体の長その他の機関
- 独立行政法人等
- 地方独立行政法人
- 地方公共団体情報システム機構
- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者

特定個人情報ファイルの「保有」とは・・・

- 特定個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有する、事実上支配している状態のこと。
- 番号法別表第一(第9条関係)の下欄に掲げる事務の処理に関して特定個人情報を保有する場合のほか、行政機関の長等が番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当するなどして、特定個人情報ファイルを保有する場合も含まれる。

実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

- 特定個人情報ファイルを保有する者又は保有する者が複数存在する場合には、実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者がとりまとめる。
- 特定個人情報ファイルを保有する者又は保有する者以外に特定個人ファイルに関わる者が存在する場合は、適切に実施されるよう協力する。

2

特定個人情報保護評価の対象

特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- 原則として法令上の事務ごと、番号法別表第一に掲げる事務ごとに実施。
- 評価実施機関の判断で法令上の事務を分割又は統合した事務の単位で実施することも可。

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。
 - ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれら準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - イ 手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務
 - ウ 対象人数が1000人未満の事務
 - エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合等が保有する被保険者等の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - オ 公務員又は公務員であった者等の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - カ 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

3

特定個人情報ファイルとは

- 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいう。
- 特定個人情報ファイルの単位は、その使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。

(1) 「個人情報ファイル・個人情報データベース等」とは

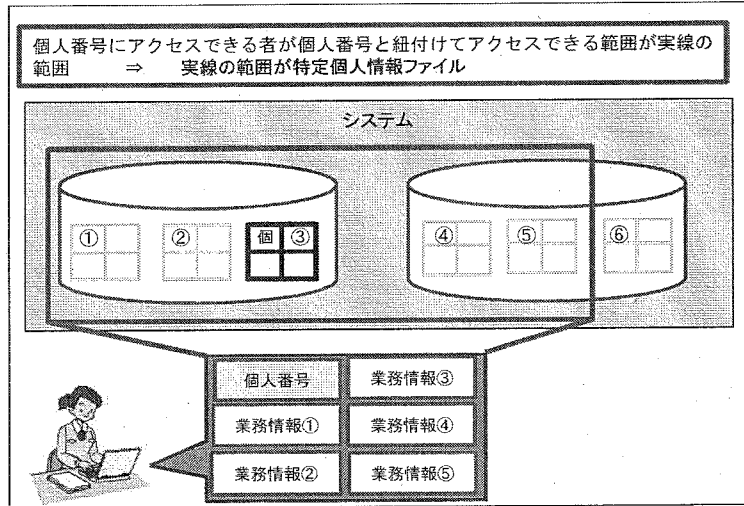
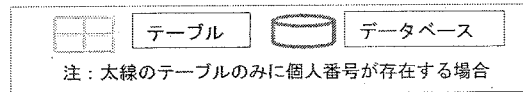
- ア 個人情報ファイル・個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合体であって、個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの
- イ 電子計算機用ファイルと手作業処理用ファイル双方を含む。

※ ただし、手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

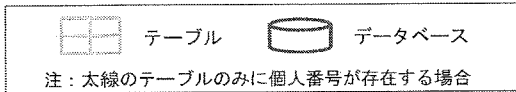
4

(2) 「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」とは

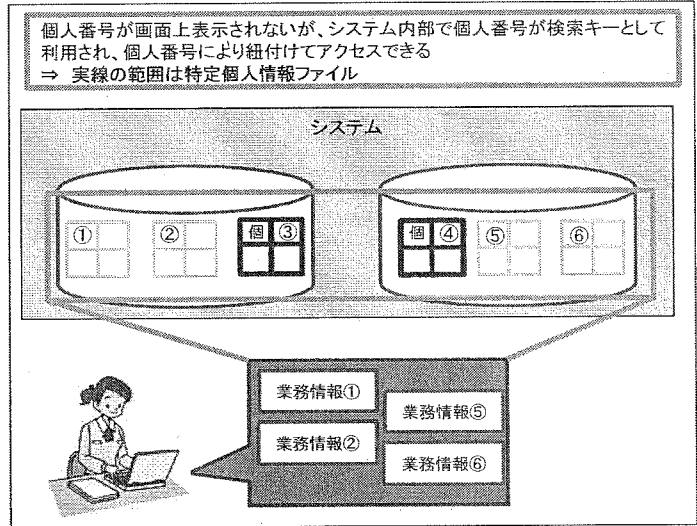
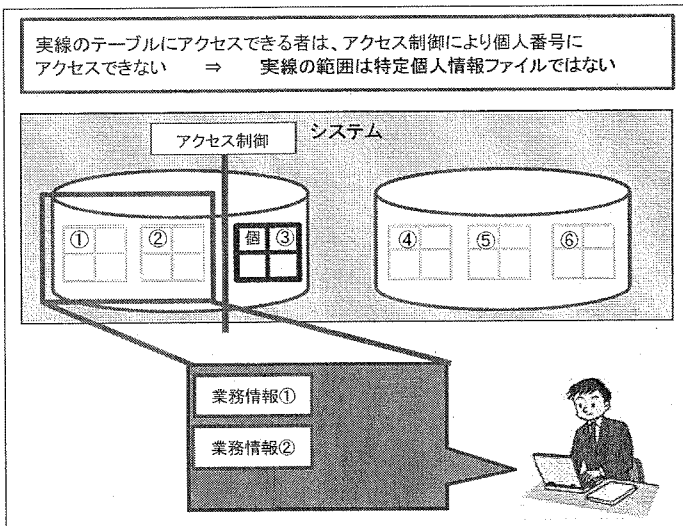
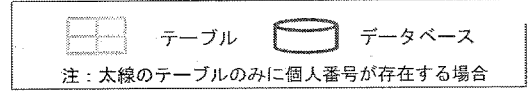
- 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。



- アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルに該当しない。

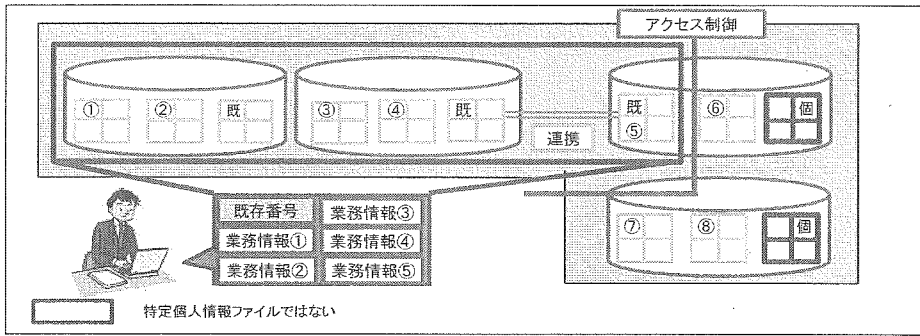


- 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合などは、特定個人情報ファイルに該当する。

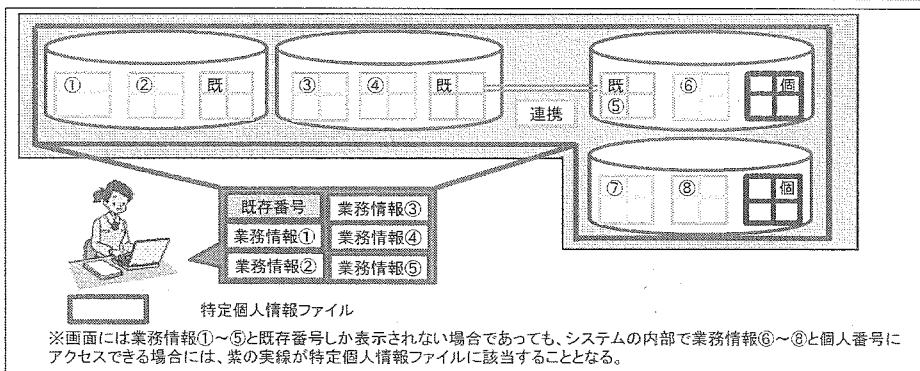


(3) 既存番号で連携している場合の特定個人情報ファイルの考え方

- 既存番号で連携している場合であって、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しない。



- 既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。

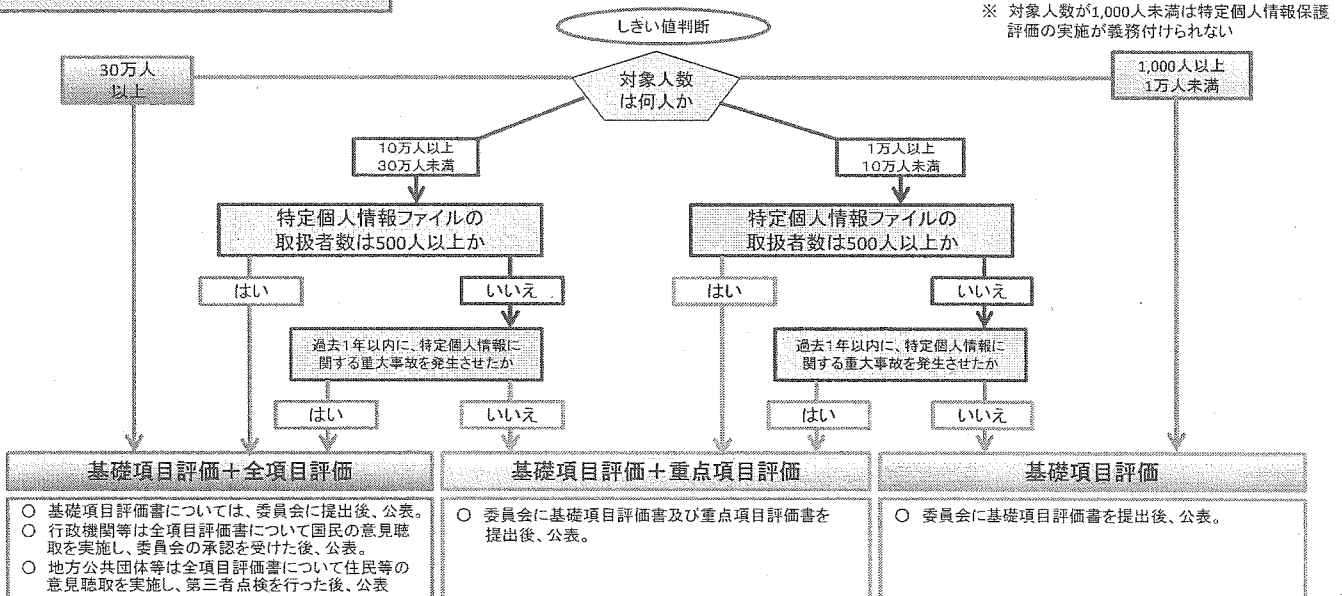


特定個人情報保護評価の実施手続

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

特定個人情報保護評価計画管理書

記載事項

特定個人情報保護評価計画管理書

- 評価書番号
- 法令上の根拠
- 事務の名称
- システムの名称
- 情報連携
- 基礎項目評価
 - 前回実施日
 - 次回実施予定日
- しきい値判断
- 重点項目／全項目評価
 - 前回実施日
 - 次回実施予定日
- 備考
- 担当部署
- (別添1) システム概要図
- (別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

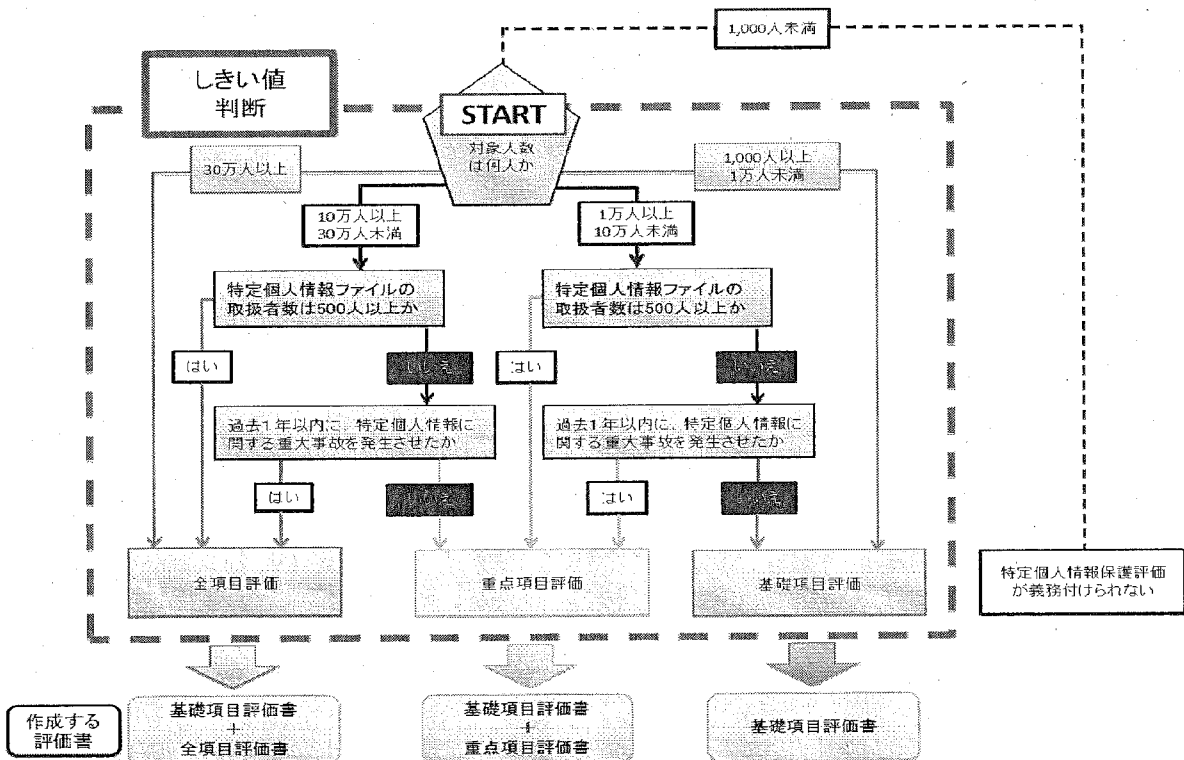
目的

- 特定個人情報ファイルを取扱う事務とシステムの全体像を把握し、特定個人情報保護評価を実施する事務の単位を適切に判断
- 特定個人情報保護評価の適切な計画及び管理

手続

- 作成は「評価実施機関単位」
- 最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成し、特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に併せて提出
- 特定個人情報保護評価書を提出するたび、更新して委員会へ提出
- 非公表

しきい値判断

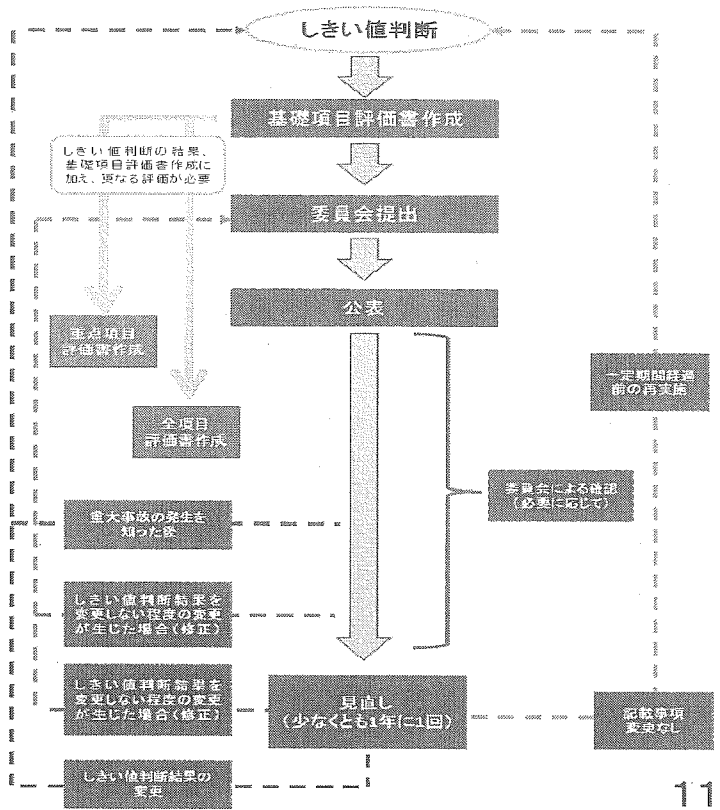


基礎項目評価

記載事項

- I 関連情報
- II しきい値判断項目
 - 1 対象人数
評価対象の事務の対象人数は何人が
 - 2 取扱者数
特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か
 - 3 重大事故
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか
- III しきい値判断結果

基礎項目評価実施フロー

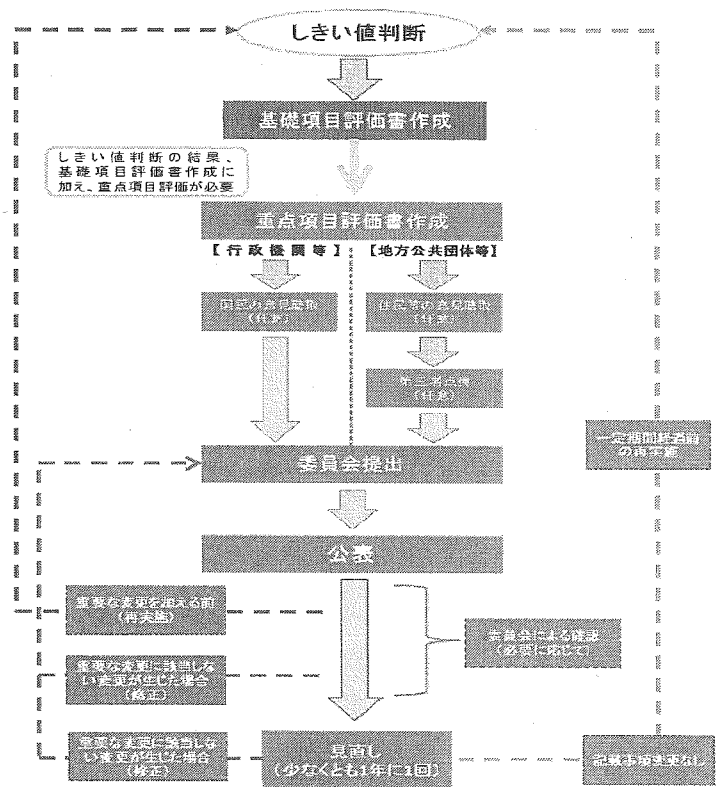


重点項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
- 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III リスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
 - 8. 監査
 - 9. 従業員に対する教育・啓発
 - 10. その他のリスク対策
- IV 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- V 評価実施手続

重点項目評価実施フロー

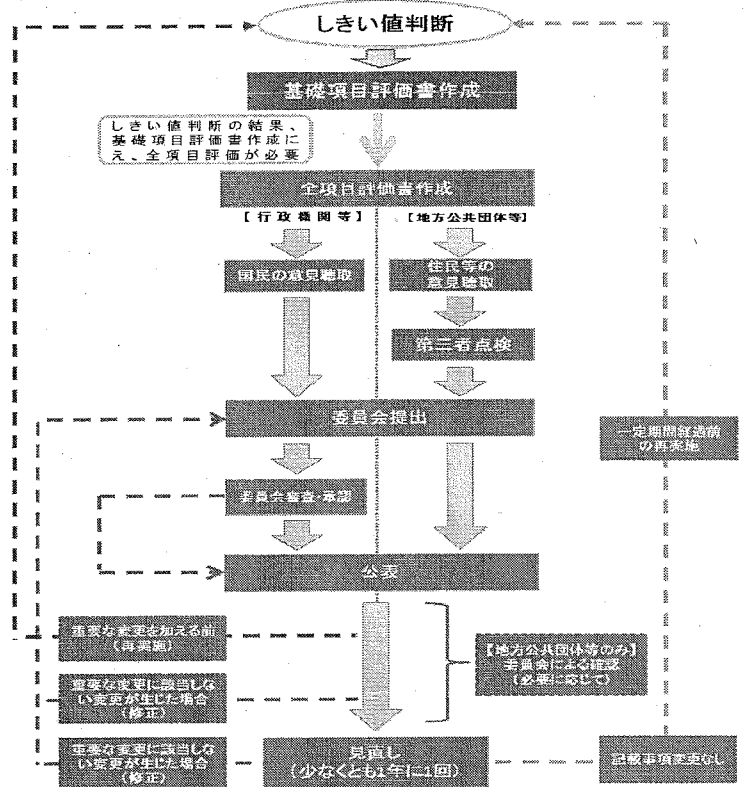


全項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発
 - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

全項目評価実施フロー



第三者点検

指針(第10 1(2))

- 地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要がある。
- 個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則。 審議会又は審査会による点検が困難な場合は、専門性(個人情報の保護や情報システム)を有する外部の第三者によることも可。
- 第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保すること。
- 特定個人情報保護委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができる。

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。等

特定個人情報保護評価の実施時期

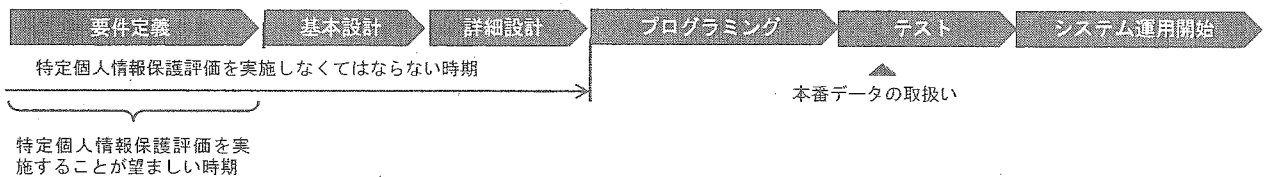
1. 新規保有時

- **特定個人情報ファイルを保有しようとする前に**、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。(特定個人情報保護評価の実施とは**評価書の公表まで**を指す。) ※ 災害発生時の対応等の場合は、保有後可及的速やかに実施。

(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

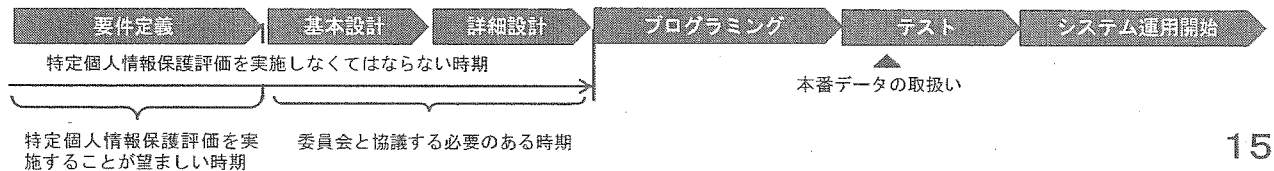
ア 通常の場合

- ・システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、評価実施機関の判断で、**プログラミングの開始前の適切な時期**に、特定個人情報保護評価を実施することができる。



イ 委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の場合

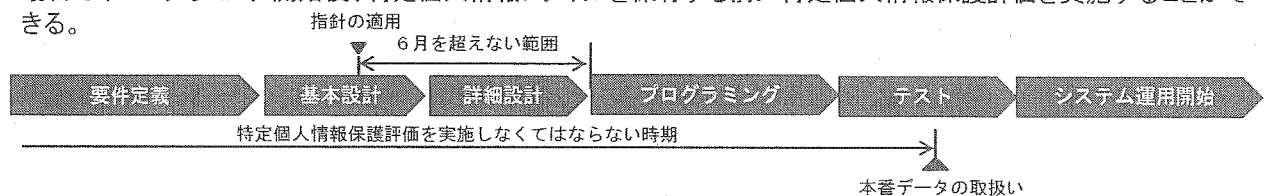
- ・システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、要件定義の終了までに実施することが困難な場合は、**委員会とあらかじめ協議の上**、実施時期を決定することができる。



15

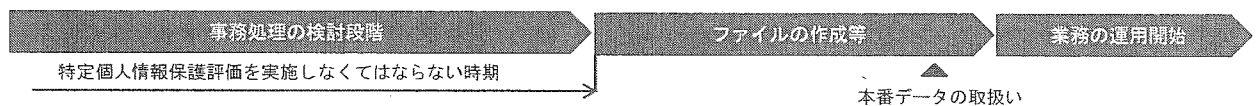
ウ 経過措置

- ・指針の適用の日(平成26年4月20日)から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することができる。



(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

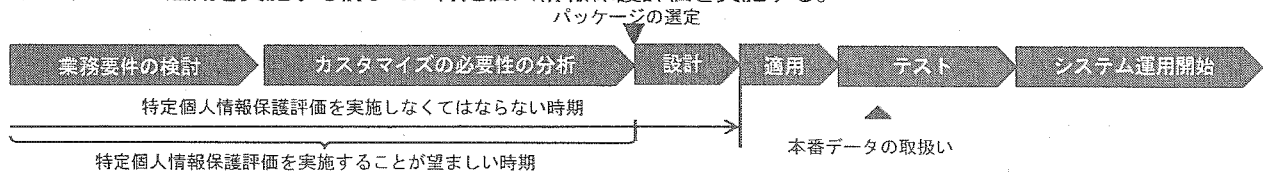
- ・システム用ファイル以外の電子ファイルについては、事務処理の検討段階で特定情報保護評価を実施する。



(3) パッケージシステムを適用する場合の実施時期

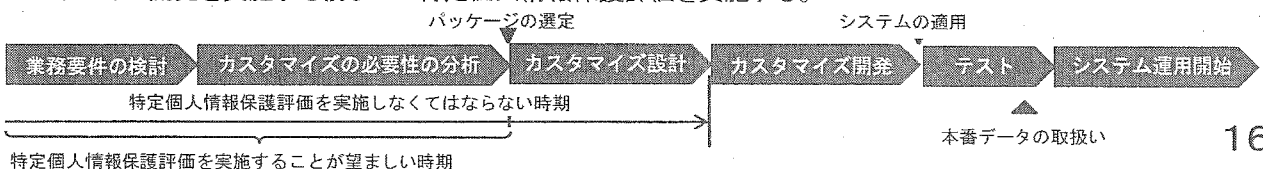
ア ノンカスタマイズの場合

- ・システムへの適用を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



イ カスタマイズの場合

- ・カスタマイズ開発を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



16

2. 新規保有時以外

- 過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価の再実施を行うのは以下の場合。
 - (1) 特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとする場合、当該変更を加える前に再実施しなければならない。
 - (2) しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならない。
 - (3) 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。

		基礎項目評価	重点項目評価／全項目評価
評価の再実施	重要な変更 (個人番号の利用、特定個人情報の使用目的等)	—	重要な変更を加える前に再実施が必要
	しきい値判断の変更	—	新たに重点項目評価又は全項目評価を実施する元判断された場合、速やかに再実施が必要
	一定期間(5年)経過前	評価を再実施するよう努める	
修正	重要な変更にあたらない変更	速やかに修正し委員会へ提出した上で公表が必要	
	評価書の見直し	少なくとも1年に1度、記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努める。	
	<行政機関のみ> 事前通知事項の変更	必要なし	変更前に修正

17

特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

○ 特定個人情報保護評価未実施に対する措置

- ・ 特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていない恐れがあることから、情報連携を行うことを禁止している。
(番号法第27条第6項、第21条第2項第2号)

- ・ 特定個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令等の対象となり得る。

○ 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置

- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの実態が特定個人情報保護評価書の記載に反していた際は、特定個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令等の対象となり得る。

18

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

平成27年2月10日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者その他法令で定める者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて当市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<p>1. 住民からの異動届等における住民基本台帳の更新 :住民の方からの届出による異動や、戸籍関係の届出や通知による異動など、住民にかかわるすべての異動情報に基づき、住民基本台帳の作成・更新を行う。また、転出時の転出証明書発行など、異動に伴い必要となる帳票を発行する。</p> <p>2. 職権による住民基本台帳の修正 :世帯・個人に関する各項目の修正を行う。個人に関する情報、世帯に関する情報の職権修正以外に、入力済の内容に対する訂正、誤入力した内容の抹消などを行う。</p> <p>3. 個人番号カードによる転入届(特例転入) :転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 住民票の写し等の発行 :住民及び第三者からの交付請求に応じて、証明書を発行する。また、住民宛の通知書の発行を行う。</p> <p>5. 住民票コードに対する個人番号の指定 :出生届、海外からの転入届等において、個人番号未指定者に対して、個人番号の指定を行う。</p> <p>6. 庁内の他の業務・システムとのデータの連携 :住民基本台帳ネットワークシステム、他業務・システムとの住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携を行う。</p> <p>7. 符号取得時における機構への住民票コードの通知 :符号取得時に機構から通知される処理通番と個人番号に紐付く住民票コードを機構へ通知する。 ※符号とは、番号法施行令第20条に規程する、情報提供用個人識別符号を指す。</p> <p>8. 中間サーバーへの特定個人情報の通知 :他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を団体内統合宛名システムへ通知する。</p> <p>9. 住民基本台帳情報の照会・検索 :最新・過去時点の世帯構成の照会や、世帯構成と個人履歴の一画面での照会など、様々な用途に応じて住民の情報の照会を行う。</p> <p>10. 統計資料等の作成 :都道府県への報告や、自治体公開情報で必要となる統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。また、住民公開用や内部資料など、各種一覧表を作成する。</p> <p>11. 自動交付機 :自動交付機において、住民票の写し等の証明書の発行を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (介護システム、健康管理システム、家庭児童相談システム、法務省連携システム等)</p>

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 :中間サーバへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバへ提供情報を通知する。</p> <p>4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバへ照会情報を通知する。</p> <p>5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム、児童手当システム等の各業務・システム、中間サーバ)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長	佐藤 公子
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住民に関する記録を正確かつ統一的去に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理を行うため、区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (中長期在留者情報、特別永住者情報、一時庇護許可者情報、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者情報)

	その妥当性	<p>住民基本台帳法第七条(住民票の記載事項)にて以下に掲げる事項について、記載するとある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。 ・医療保険関係情報 :国民健康保険の被保険者の資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 :後期高齢者医療の被保険者の資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険の被保険者資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ・児童福祉・子育て関係情報 :児童手当の支給を受けている者の受給資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ・年金関係情報 :国民年金の加入者の資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 <p>住民基本台帳法第三十条の四十五(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)にて以下に掲げる事項について、記載するとある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他(中長期在留者情報、特別永住者情報、一時庇護許可者情報、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者情報) :日本の国籍を有しない者のうち市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」)の情報を住民票へ記録する必要があるため。 <p>住民基本台帳法第一条(目的)に、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とするとある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報(内部番号)および学校・教育関係情報 :庁内での情報連携に必要であるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年6月予定
⑥事務担当部署		市民部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (健康保険課、高齢者福祉課、児童青少年課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、法務省) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、法務省連携システム)	
③使用目的 ※	住民基本台帳の更新、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務の実施。	
④使用の主体	使用部署	市民部 市民課、各出張所、各サービスセンター、派出所
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。 住民からの転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出等を受け、住民票の記載、削除又は記載の修正を行い、住所地の変更を伴う場合は本籍地市町村に対して通知を行う。 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対して通知を行う。 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対して通知を行う。 本人、同一の世帯に属する者又は第三者の請求による住民票の写し等の交付を行う。 出生届、海外からの転入(個人番号未指定の場合)等における個人番号未指定者に対して、機構へ住民票コードを通知し、個人番号を取得する。 住民基本台帳情報の庁内連携や、他団体からの情報照会時に住民票関係情報の提供を行う。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> 住民からの転入届等を受けて、転出先の市町村から転出証明書情報を受領し、転入届情報と突合を行い、転入情報の確認を行う。 機構から受領した住民票コードと個人番号を住民基本台帳の住民票コードと突合し、個人番号を記載する。 市町村CSから本人確認情報、転入通知等を受領し、住民基本台帳情報と突合する。
⑥使用開始日	平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	申請受付、データ入力及び帳票出力業務	
①委託内容	申請受付、データ入力及び帳票出力	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アール・オー・エスデザイン	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託に関する承認申請を受け、再委託が適当と認めた場合に承認する。
	⑥再委託事項	システム運用業務の一部(帳票出力業務、システム運用監視業務)
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (57) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (41) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	別紙1参照
②提供先における用途	別紙1参照
③提供する情報	別紙1参照
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	別紙1参照
移転先1	番号法第9条第1項別表第一に定める事務の所管課(別紙2参照)
①法令上の根拠	別紙2参照
②移転先における用途	別紙2参照
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (別紙2参照)
⑦時期・頻度	別紙2参照

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><佐倉市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・サーバへのアクセスは、ID／パスワードによる認証が必要となる。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内で保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供される情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
2	全国健康保険協会	番号法第19条第7号別表第二の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
3	健康保険組合	番号法第19条第7号別表第二の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
4	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の4の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
5	全国健康保険協会	番号法第19条第7号別表第二の6の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
6	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第二の8の項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高齢障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第二の9の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
8	市町村長	番号法第19条第7号別表第二の11の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
9	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号別表第二の16の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
10	市町村長	番号法第19条第7号別表第二の18の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給又は実費の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
11	市町村長	番号法第19条第7号別表第二の20の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
12	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の21の項	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
13	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第二の23の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
14	市町村長	番号法第19条第7号別表第二の27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
15	社会福祉協議会	番号法第19条第7号別表第二の30の項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号別表第二の31の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
17	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号別表第二の34の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
18	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第7号別表第二の35の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第7号別表第二の37の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
20	都道府県教育委員会	番号法第19条第7号別表第二の38の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
21	国家公務員共済組合	番号法第19条第7号別表第二の39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
22	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第7号別表第二の40の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
23	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
24	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の48の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
25	市町村長	番号法第19条第7号別表第二の53の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けら都度
26	住宅地区改良法第二条第二項に規定する旅行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号別表第二の54の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
27	都道府県知事等	番号法第19条第7号別表第二の57の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
28	地方公務員共済組合	番号法第19条第7号別表第二の58の項	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第7号別表第二の59の項	地方公務員共済組合法又は地方公務員共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
30	市町村長	番号法第19条第7号別表第二の61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
31	市町村長	番号法第19条第7号別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
32	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第7号別表第二の66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
33	都道府県知事等	番号法第19条第7号別表第二の67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十一年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
34	市町村長	番号法第19条第7号別表第二の70の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
35	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の77の項	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
36	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法 第七条第四号に規定する事項; 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供される情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
37	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の84の項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
38	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	番号法第19条第7号別表第二の89の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
39	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の91の項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
40	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の92の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
41	市町村長	番号法第19条第7号別表第二の94の項	介護保険法による保険給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
42	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第二の96の項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
43	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
44	農林漁業団体職員共済組合	番号法第19条第7号別表第二の102の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特別業務負担金の徴収に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
45	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第7号別表第二の103の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
46	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	番号法第19条第7号別表第二の105の項	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
47	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第7号別表第二の106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
48	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号別表第二の108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
49	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の111の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
50	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の112の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第7号別表第二の113の項	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
52	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の114の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
53	市町村長	番号法第19条第7号別表第二の116の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
54	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二の117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	住民票関係情報(住基法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
55	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	住民票関係情報(住基基本台帳法第七条第四号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
56	市町村長	住基法第二十四条の二	転入届を受付後、当市から転出地市町村に対して、転入通知情報を通知する。	転入者の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	住民基本台帳ネットワークシステム	転入届を受付けたら都度
57	市町村長	住基法施行令第二十四条の三	転出届を受付後、当市は住基法施行令第二十四条の三(転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項)の通知事項を転入地市町村へ通知する。	転出者の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法 第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	住民基本台帳ネットワークシステム	転出届を受付けたら都度

移転先一覧

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	市民税課 収税課	番号法 第9条第1項 別表第一の16の項	市県民税の課税・収滞納に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	1/1時点で佐倉市に住民票がある者の住民基本台帳情報を連携
2	資産税課 収税課	番号法 第9条第1項 別表第一の16の項	固定資産税・都市計画税の課税・収滞納に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
3	市民税課 収税課	番号法 第9条第1項 別表第一の16の項	軽自動車税の課税・収滞納に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
4	健康保険課 収税課	番号法 第9条第1項 別表第一の16の項	国民健康保険税の課税・収滞納に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
5	健康保険課 収税課	番号法 第9条第1項 別表第一の30の項	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
6	児童青少年課	番号法 第9条第1項 別表第一の56の項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
	児童青少年課	番号法 第9条第1項 別表第一の37の項	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
8	子育て支援課 健康増進課 児童青少年課	番号法 第9条第1項 別表第一の94の項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク 同一統合ハック ケージシステム	随時
9	子育て支援課	番号法 第9条第1項 別表第一の8の項	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
10	健康増進課	番号法 第9条第1項 別表第一の10の項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
11	健康増進課 児童青少年課	番号法 第9条第1項 別表第一の49の項	母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、産前産後の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
12	障害福祉課	番号法 第9条第1項 別表第一の47の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二十四号、以下「昭和六十年法律第二十四号」といふ。別則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
13	社会福祉課	番号法 第9条第1項 別表第一の15の項	生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
14	社会福祉課	番号法 第9条第1項 別表第一の63の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援助に関する法律による支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」といふ。)の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
15	障害福祉課	番号法 第9条第1項 別表第一の8の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
16	障害福祉課	番号法 第9条第1項 別表第一の12の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
17	障害福祉課	番号法 第9条第1項 別表第一の84の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時
18	高齢者福祉課	番号法 第9条第1項 別表第一の68の項	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハック ケージシステム	随時

移転先一覧

① 番号	② 移転先	③ ①法令上の根拠	④ 移転先における用途	⑤ 移転する情報	⑥ 対象となる本人の数	⑦ 対象となる本人の範囲	⑧ 移転方法	⑨ 時期・頻度
19	健康保険課	番号法第9条第1項別表第一の59の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハッキングシステム	随時
20	市民課	番号法第9条第1項別表第一の31の項	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハッキングシステム	随時
21	高齢者福祉課	番号法第9条第1項別表第一の41の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハッキングシステム	随時
22	建築住宅課	番号法第9条第1項別表第一の19の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
23	防災防犯課	番号法第9条第1項別表第一の36の2の項	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
24	児童青少年課	番号法第9条第1項別表第一の43の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
25	児童青少年課	番号法第9条第1項別表第一の44の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
26	児童青少年課	番号法第9条第1項別表第一の45の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
27	児童青少年課	番号法第9条第1項別表第一の9の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
28	防災防犯課	番号法第9条第1項別表第一の69の項	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
29	市民課	番号法第9条第1項別表第一の83の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハッキングシステム	随時
30	社会福祉課	番号法第9条第1項別表第一の40の項	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第十一号)による特別給付金の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
31	社会福祉課	番号法第9条第1項別表第一の48の項	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十一年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
32	社会福祉課	番号法第9条第1項別表第一の50の項	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第九号)による特別給付金の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
33	社会福祉課	番号法第9条第1項別表第一の53の項	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
34	総務課	番号法第9条第1項別表第一の54の項	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワーク	随時
35	障害福祉課	番号法第9条第1項別表第一の11の項	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハッキングシステム	随時
36	障害福祉課	番号法第9条第1項別表第一の14の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハッキングシステム	随時

移転先一覧

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる 本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
37	障害福祉課	番号法 第9条第1項 別表第一の46の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 三十九年法律第三十四号)による特別児童扶 養手当の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の 備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住 民を指す)※消除者を含む。	同一統合ハ ウジングシステム	随時
38	社会福祉課	番号法 第9条第1項 別表第一の20の項	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法 律第百二十七号)による保護に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の 備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住 民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワ ーク	随時
39	障害福祉課	番号法 第9条第1項 別表第一の34の項	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七 号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等 への入所等の措置又は費用の徴収に関する事 務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の 備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住 民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワ ーク	随時
40	建築住宅課	番号法 第9条第1項 別表第一の35の項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第 六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の 管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変 更又は収入超過者に対する措置に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の 備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住 民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワ ーク	随時
41	健康増進課	番号法 第9条第1項 別表第一の76の項	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による 健康増進事業の実施に関する事務	住民基本台帳(住基法第七条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の 備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住 民を指す)※消除者を含む。	庁内ネットワ ーク	随時

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※削除者を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録するため必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月予定
⑥事務担当部署	市民部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	市民部 市民課、各出張所、各サービスセンター、派出所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。</p> <p>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</p> <p>・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。</p>
	情報の突合	<p>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルとを、住民票コードをもとに突合する。</p> <p>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルとを、住民票コードをもとに突合する。</p>
⑥使用開始日	平成27年6月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> <input type="checkbox"/> () 1) 委託する 2) 委託しない () 1) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> <input type="checkbox"/> () 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	ID/生体認証にて入退館管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスについてもID/手のひら静脈による認証が必要となる。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (通知カード及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月予定
⑥事務担当部署	市民部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
④使用の主体	使用部署	市民部 市民課、各出張所、各サービスセンター、派出所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年10月5日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)
②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	ID/生体認証にて入退館管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスについてもID/手のひら静脈による認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

- 1.自治体コード、2.個人履歴番号、3.宛名番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新システム日時、7.更新コンピュータ名、8.更新ユーザID、9.有効フラグ、10.決裁状態、11.旧自治体コード、12.消除コード、13.住民区分、14.改製番号、15.世帯番号、16.同定フラグ、17.任意世帯番号、18.番号法個人番号、19.住民票コード、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名カナ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名カナ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名カナ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届コード、34.再転入コード、35.再転入消除時世帯番号、36.続柄変更フラグ、37.姓カナ、38.名カナ、39.氏名区分、40.氏名カナ、41.氏名漢字、42.氏名カナ2、43.氏名漢字2、44.従前通称名有無フラグ、45.通称氏名カナ、46.通称氏名漢字、47.併記氏名カナ、48.併記氏名漢字、49.外登法併記名漢字、50.外登法併記名カナ、51.宛名氏名カナ、52.宛名氏名漢字、53.旧通称氏名カナ、54.旧通称氏名漢字、55.旧併記氏名カナ、56.旧併記氏名漢字、57.旧姓カナ、58.旧名カナ、59.旧氏名カナ、60.旧氏名漢字、61.旧氏名カナ2、62.旧氏名漢字2、63.現住所コード、64.現住所郵便番号、65.現住所、66.現住所地番、67.現住所方書カナ、68.現住所方書漢字、69.現住所前漢字地番数値、70.現住所地番数値1、71.現住所地番数値2、72.現住所地番数値3、73.現住所後漢字地番数値、74.入管法届出フラグ、75.住居地補正コード、76.入管法居住地住所コード、77.入管法居住地郵便番号、78.入管法居住地住所、79.入管法居住地方書カナ、80.入管法居住地方書漢字、81.入管法居住地方書漢字、82.入管法居住地前漢字地番数値、83.入管法居住地地番数値1、84.入管法居住地地番数値2、85.入管法居住地地番数値3、86.入管法居住地後漢字地番数値、87.性別コード、88.生年月日、89.元号フラグ、90.生年月日不詳フラグ、91.生年月日不詳コード、92.生年月日不詳文字、93.続柄コード、94.続柄名称漢字、95.記載順位、96.警告フラグ、97.筆頭者氏名漢字、98.本籍住所コード、99.本籍郵便番号、100.本籍住所、101.本籍地番、102.本籍前漢字地番数値、103.本籍地番数値1、104.本籍地番数値2、105.本籍地番数値3、106.本籍後漢字地番数値、107.前住所世帯主氏名漢字、108.前住所世帯主氏名漢字2、109.前住所コード、110.前住所郵便番号、111.前住所、112.前住所地番、113.前住所方書カナ、114.前住所方書漢字、115.前住所前漢字地番数値、116.前住所前漢字地番数値1、117.前住所前漢字地番数値2、118.前住所前漢字地番数値3、119.前住所後漢字地番数値、120.住所変更前世帯主漢字、121.住所変更前世帯主漢字2、122.住所変更前世帯主通称氏名漢字、123.住所変更前世帯主併記氏名漢字、124.住所変更前住所コード、125.住所変更前郵便番号、126.住所変更前住所、127.住所変更前地番、128.住所変更前方書カナ、129.住所変更前方書漢字、130.住所変更前前漢字地番数値、131.住所変更前地番数値1、132.住所変更前地番数値2、133.住所変更前地番数値3、134.住所変更前後漢字地番数値、135.転入前住所世帯主漢字、136.転入前住所世帯主漢字2、137.転入前住所コード、138.転入前住所郵便番号、139.転入前住所、140.転入前住所地番、141.転入前住所方書カナ、142.転入前住所方書漢字、143.転入前住所前漢字地番数値、144.転入前住所前漢字地番数値1、145.転入前住所前漢字地番数値2、146.転入前住所前漢字地番数値3、147.転入前住所後漢字地番数値、148.転出予定先世帯主漢字、149.転出予定先世帯主漢字2、150.転出予定先住所コード、151.転出予定先郵便番号、152.転出予定先住所、153.転出予定先地番、154.転出予定先方書カナ、155.転出予定先方書漢字、156.転出予定先前漢字地番数値、157.転出予定先地番数値1、158.転出予定先地番数値2、159.転出予定先地番数値3、160.転出予定先後漢字地番数値、161.実定地住所コード、162.実定地住所、163.実定地住所コード、164.実定地郵便番号、165.実定地住所、166.実定地住所、167.実定地方書カナ、168.実定地方書漢字、169.実定地前漢字地番数値、170.実定地地番数値1、171.実定地地番数値2、172.実定地地番数値3、173.実定地後漢字地番数値、174.住記異動事由コード、175.異動届出日、176.異動日、177.住民事由コード、178.住民届出日、179.住民日、180.住民日不詳フラグ、181.住民日不詳文字、182.外国人住民届出日、183.外国人住民日、184.住定届通知区分、185.住記住定事由コード、186.住定届出日、187.住定日、188.住定日不詳フラグ、189.住定日不詳文字、190.記載事由コード、191.記載届出日、192.記載日、193.消除届通知区分、194.消除事由コード、195.消除届出日、196.消除日、197.消除日不詳フラグ、198.消除日不詳コード、199.消除日不詳文字、200.転出予定届出日、201.転出予定日、202.通知日、203.実定日、204.在留カード等番号、205.在留カード等番号区分、206.国籍コード、207.国籍名、208.第30条45規定区分、209.第30条45規定区分名称、210.在留資格コード、211.在留資格名称、212.在留期間コード年、213.在留期間コード月、214.在留期間コード日、215.在留期間終日、216.世帯変更事由コード、217.世帯変更異動日、218.世帯変更届出日、219.改製年月日、220.行政区コード、221.自治会コード、222.町内会コード、223.小学校区コード、224.中学校区コード、225.投票区コード、226.住所変更前行政区コード、227.住所変更前自治会コード、228.住所変更前町内会コード、229.住所変更前小学校区コード、230.住所変更前中学校区コード、231.住所変更前投票区コード、232.警告コード、233.移行フラグ、234.登録区分、235.処理番号、236.管轄支所コード、237.政令市コード、238.印鑑連動有無フラグ、239.印鑑連動異動事由名称、240.旧番号法個人番号、241.旧住民票コード、242.交付識別コード、243.国保資格区分、244.国保退職区分コード、245.国民年金記号番号、246.国民年金種別、247.子ども手当の有無フラグ、248.介護保険の有無フラグ、249.後期高齢の有無フラグ、250.後期高齢被保険者番号、251.後期高齢資格取得年月日、252.後期高齢資格喪失年月日、253.特定施設コード、254.住所変更前特定施設コード、255.軽微な修正フラグ

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、窓口にて届出・申請内容、本人確認や個人番号の真正性確認を実施する。 ・必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにする。 ・市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、既存住基システム、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム連携仕様に基づいてのみ行われ、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。 ・庁内からの国民健康保険資格情報等の入手にあたっては、既存住基システム、各業務・システムの庁内データ連携機能のシステム連携仕様に基づいてのみ行われ、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。 ・住民基本台帳情報の入手にあたっては、ユーザID単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 : 住民からの届出・申請情報の入手にあたっては、あらかじめ定められた窓口（職員による受付等）、郵送（書留等）に限定している。 : 既存住基システムは限られた端末でのみ利用可能とし、ユーザID/パスワードにより利用できる職員及び機能を限定する。 ・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置 : 住民からの届出・請求情報の入手にあたっては、法令等により定められた方法により本人確認及び個人番号の真正性確認を行う。 : 他団体からの証明書等の情報の入手にあたっては、既存住基システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い、本人の個人番号であることを確認する。 : 入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 住民からの届出・請求情報の入手は、限られた窓口・職員のみとする。 : 届出・請求書等の保管場所の施錠管理を徹底している。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の業務主任担当者、責任者、委託内容、作業内容、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査、検査 ・契約に違反した場合の損害賠償請求等 ・情報漏えい等の防止のための適正管理義務 ・提供された情報の複写等の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託の際は、再委託に関する承認申請書またはこれに準ずる書面を提出させるとともに、再委託を適当と市が認めた場合に許諾している。 再委託先の従業員についても秘密保持誓約書の提出を義務付け、委託先に連帯して責任を課している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク : 委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 : 委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を仕様書に明記している。 : 特定個人情報をデータで提供する場合、ファイル暗号化またはパスワードの設定を行っている。 : 必要に応じて、本市職員が現地調査・確認を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスク : 委託契約書に個人情報の適正管理義務、業務完了後の返還等を明記している。 : 委託先から任意の様式により、消去結果に係る書面を提出させている。 : 必要に応じて、本市職員が現地調査・確認を実施する。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう既存住基システムで担保している。 <p><既存住基システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う手順に従い実施する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。 ・中間サーバー接続端末の情報提供機能の利用にあたっては、事前に情報提供の内容について、上長の承認を得た上で提供を実施する。 ・自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、上長の承認を得た上で提供を実施する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>◆その他</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p>1) 集団住民検診に係る個人情報の流出 :平成25年5月21日、市長宛に佐倉市の住民検診(集団検診)の委託先事業者からの流出と考えられるデータを手したという内容の匿名の文書とUSBメモリーが郵送で届き、その後の調査で、当該データは住民検診の委託事業者が作成した平成19年度の検診対象者データの一部(19,492人)と平成20年7月5日の第1回集団検診の検診結果(249人)であることを確認した。(送付者以外の外部に流出したという事実は確認されていない。)</p> <p>2) 粗大ごみ収集運搬業務委託先における個人情報の盗難 :平成26年10月10日、粗大ごみ収集運搬業務委託事業者の事務所が盗難に遭い、粗大ごみ回収依頼者の住所、名字延べ19,904件が記録されたハードディスクが盗難された。(ハードディスクには不正アクセス防止のためのセキュリティ対策が施されている。)</p>	
再発防止策の内容	<p>1) 当該事業者に対し、現地調査等を実施し、データ管理体制、外部持出の際の管理者の許可及び記録管理、入退室管理、外部監査の実施等のセキュリティ対策強化を指示確認した。他の委託業務についても、保有個人情報取扱特記事項チェックシートにより適正管理の確認を行った。</p> <p>2) 委託先事業者に対し、現地調査等を実施し、施設設備の改修強化、防犯セキュリティシステムの導入などの対策強化を確認した。また、保管の必要のない個人情報の確実な消去を指示し、実施状況を確認した。</p>	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>◆物理的対策 <佐倉市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、生体認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネット等に施錠保管している。 ・特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 ・特定個人情報を取り扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止措置を講ずる。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバは情報の毀損等への対策を図るため定期保守を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 ・設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>◆技術的対策 <佐倉市における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を自動適用している。 ・ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 ・必要に応じ、他のネットワーク及び情報システムと論理的に分離する措置を講じている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>◆その他の対策 <佐倉市における措置> ・特定個人情報を保管した外部記録媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・保守作業を実施する際には、作業者に対し、秘密保持誓約書の提出を義務付けている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク : 基本的に異動届等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。 : 住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 : 保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、システムで判別し、消去処理を行う。 : 保存期間の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報についても、焼却処理施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・全職員を対象にe-ラーニングによるセキュリティ教育を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・四半期毎に、イントラネットを通じ個人情報保護に関する周知・啓発を行っている。 ・委託事業者に対しては、全従事者の秘密保持誓約書の提出を義務付けている。 ・委託事業者の主な従事場所について、佐倉市職員が定期的にセキュリティ監査を行っている。 ・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 : 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 : 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 : 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 : 本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。</p> <p>・入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクに対する措置 : 窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 : 出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 : 本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 : 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 : 本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。</p> <p>・入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 : 操作者の認証(生体認証)を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(未使用ポートのシャットダウン、認証VLAN等)を講じる。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> : システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 : 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 : システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 : 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての秘密保持誓約書の提出を義務付けている。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク <ul style="list-style-type: none"> : システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 : バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の業務主任担当者責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査、検査 ・契約に違反した場合の損害賠償請求等 ・情報漏えい等の防止のための適正管理義務 ・提供された情報の複写等の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク : 委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 : 委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を仕様書に明記している。 : 特定個人情報をデータで提供する際、ファイル暗号化またはパスワードの設定を行っている。 : 必要に応じて、当市職員が現地調査・確認を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスク : 委託契約書に個人情報の適正管理義務、業務完了後の返還等を明記している。 : 委託先から任意の様式により、消去結果に係る書面を提出させている。 : 必要に応じて、当市職員が現地調査・確認を実施する。 		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法及びその他法令等の規定に該当するか確認のうえ、特定個人情報の提供、移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置 :相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 :相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	1) 集団住民検診に係る個人情報の流出 :平成25年5月21日、市長宛に佐倉市の住民検診(集団検診)の委託先事業者からの流出と考えられるデータを入手したという内容の匿名の文書とUSBメモリーが郵送で届き、その後の調査で、当該データは住民検診の委託事業者が作成した平成19年度の検診対象者データの一部(19,492人)と平成20年7月5日の第1回集団検診の検診結果(249人)であることを確認した。(送付者以外の外部に流出したという事実は確認されていない。) 2) 粗大ごみ収集運搬業務委託先における個人情報の盗難 :平成26年10月10日、粗大ごみ収集運搬業務委託事業者の事務所が盗難に遭い、粗大ごみ回収依頼者の住所、名字延べ19,904件が記録されたハードディスクが盗難された。(ハードディスクには不正アクセス防止のためのセキュリティ対策が施されている。)
再発防止策の内容	1) 当該事業者に対し、現地調査等を実施し、データ管理体制、外部持出の際の管理者の許可及び記録管理、入退室管理、外部監査の実施等のセキュリティ対策強化を指示確認した。他の委託業務についても、保有個人情報取扱特記事項チェックシートにより適正管理の確認を行った。 2) 委託先事業者に対し、現地調査等を実施し、施設設備の改修強化、防犯セキュリティシステムの導入などの対策強化を確認した。また、保管の必要のない個人情報の確実な消去を指示し、実施状況を確認した。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク :既存住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 :システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 :磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 :帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 :廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p>	

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 十分にしている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
具体的な方法	<p> <input type="checkbox"/> 新規採用職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 <input type="checkbox"/> 全職員を対象にe-ラーニングによるセキュリティ教育を実施している。 <input type="checkbox"/> 年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 <input type="checkbox"/> 集合教育は必要に応じて実施している。 <input type="checkbox"/> 四半期毎に、イントラネットを通じ個人情報保護に関する周知・啓発を行っている。 <input type="checkbox"/> 委託事業者に対しては、全従事者の秘密保持誓約書の提出を義務付けている。 <input type="checkbox"/> 委託事業者の主な従事場所について、佐倉市職員が定期的にセキュリティ監査を行っている。 <input type="checkbox"/> 住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 <input type="checkbox"/> 住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 </p>
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7, ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 :送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。</p> <p>・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 :特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で身分証明書の提示を受け、本人確認を行う。 :個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。</p> <p>・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。</p> <p>・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 :機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 :操作者の認証(生体認証)を行う。</p> <p>※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(未使用ポートのシャットダウン、認証VLAN等)を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員が事務外で使用するリスクに対する措置 ：システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ：担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ：システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ：職員以外の従業者(委託先等)には当該事項についての秘密保持誓約書の提出を義務付けている。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ：システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ：バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の業務主任担当者責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査、検査 ・契約に違反した場合の損害賠償請求等 ・情報漏えい等の防止のための適正管理義務 ・提供された情報の複写等の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク : 委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 : 委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を仕様書に明記している。 : 特定個人情報をデータで提供する場合、ファイル暗号化またはパスワードの設定を行っている。 : 必要に応じて、本市職員が現地調査・確認を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスク : 委託契約書に個人情報の適正管理義務、業務完了後の返還等を明記している。 : 委託先から任意の様式により、消去結果に係る書面を提出させている。 : 必要に応じて、本市職員が現地調査・確認を実施する。 		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法及びその他法令等の規定に該当するか確認のうえ、特定個人情報の提供、移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置 ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク ：システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	1) 集団住民検診に係る個人情報の流出 :平成25年5月21日、市長宛に佐倉市の住民検診(集団検診)の委託先事業者からの流出と考えられるデータを入手したという内容の匿名の文書とUSBメモリーが郵送で届き、その後の調査で、当該データは住民検診の委託事業者が作成した平成19年度の検診対象者データの一部(19,492人)と平成20年7月5日の第1回集団検診の検診結果(249人)であることを確認した。(送付者以外の外部に流出したという事実は確認されていない。) 2) 粗大ごみ収集運搬業務委託先における個人情報の盗難 :平成26年10月10日、粗大ごみ収集運搬業務委託事業者の事務所に盗難に遭い、粗大ごみ回収依頼者の住所、名字延べ19,904件が記録されたハードディスクが盗難された。(ハードディスクには不正アクセス防止のためのセキュリティ対策が施されている。)
再発防止策の内容	1) 当該事業者に対し、現地調査等を実施し、データ管理体制、外部持出の際の管理者の許可及び記録管理、入退室管理、外部監査の実施等のセキュリティ対策強化を指示確認した。他の委託業務についても、保有個人情報取扱特記事項チェックシートにより適正管理の確認を行った。 2) 委託先事業者に対し、現地調査等を実施し、施設設備の改修強化、防犯セキュリティシステムの導入などの対策強化を確認した。また、保管の必要のない個人情報の確実な消去を指示し、実施状況を確認した。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク :送付先情報ファイルは、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市では保管しない。そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 :システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p>	

8. 監査	
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・全職員を対象にe-ラーニングによるセキュリティ教育を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・四半期毎に、イントラネットを通じ個人情報保護に関する周知・啓発を行っている。 ・委託事業者に対しては、全従事者の秘密保持誓約書の提出を義務付けている。 ・委託事業者の主な従事場所について、佐倉市職員が定期的にセキュリティ監査を行っている。 ・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	佐倉市 総務部 総務課 住所：〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話：043-484-6288
②請求方法	佐倉市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。自己情報開示請求書に必要事項を記入の上、市役所1号館2階の市政資料室に提出していただきます。本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は掲示が必要です。郵送による請求は、認めておりません。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	佐倉市 市民部 市民課 住所：〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話：043-484-6121
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残すとともに、回答します。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年2月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

2 報 告

(2) 佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の改正について

1 改正の理由

独立行政法人通則法及び国有林野の管理経営に関する法律の改正に伴い、佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例において引用している文言、規定等の整理を行うもの

2 改正内容

- (1) 独立行政法人通則法の改正に伴い、「特定独立行政法人」が廃止され、これに相当する新たな独立行政法人の分類として、「行政執行法人」が設けられたことにより、引用していた名称を変更し、条項ずれ等を改正するもの
- (2) 国有林野の管理経営に関する法律の改正により、国有林野事業が国の経営する企業でなくなり、国が経営する企業が存在しなくなったことから、関連する条文を整理するもの

3 施行期日 平成27年4月1日予定

佐倉市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

改正後	改正前
<p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>オ <u>独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業</u>又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。))、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>オ <u>国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等</u>又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>

佐倉市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲</p>

改正後	改正前
<p>げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(2) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(2) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>